

刑事手続デジタル化に係るシステムの
設計・開発（第２段階）等業務に係る
情報提供依頼書

令和 7 年 1 0 月
最高裁判所事務総局刑事局

目 次

1	依頼件名	1
2	依頼の背景・目的	1
3	対象	1
4	依頼期間	2
5	情報提供を求める内容	2
6	会議体	2
7	情報提供手順等	2
8	情報提供のための質問	3
9	本件に関わる連絡先	4
10	留意事項	4

別紙 1 機密保持誓約書

別紙 2 機密保持誓約書に係る遵守状況報告書

別紙 3 データ消去報告書

別紙 4 質問票

1. 依頼件名

刑事手続デジタル化に係るシステムの設計・開発（第２段階）等業務に係る情報提供依頼

2. 依頼の背景・目的

（１）背景

ア 端緒

令和７年５月１６日に「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、①令状の請求・発付・執行の電子化、②裁判所に対する申立てのオンライン化、③電子データによる記録の発受等が法制化された。また、同年６月１３日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、刑事手続において、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えたＩＴ基盤の整備を強力かつ迅速に推進することとされ、具体的な目標として、令和８年度中にシステムの一部運用を開始することとされている。こうした一連の動きに照らし、最高裁判所において、刑事手続のデジタル化に向けた開発を進めている。

イ システム開発の構想

刑事新システム（以下「本システム」という。）は、以下のとおり２段階で開発する想定であり、第１段階の開発（以下「先行開発」という。）は、現在、設計・開発を進めているところである。

先行開発として、①令和８年度中に運用の一部開始を目指すこととされている法対応のための必須機能（刑事関連事件の電子データのオンライン発受、記録の電子化に伴う電子記録の作成、管理機能）及び令状業務の電子化に伴う令状事件管理機能（以下、これらの機能を「法対応／令状機能」という。）を令和９年３月までに開発するとともに、②

現在、全国の地方裁判所職員が利用している現行システムの後継となる事件管理機能を令和10年5月までに開発する。

第2段階の開発（以下「後続開発」という。）として、簡易裁判所、家庭裁判所、高等裁判所、最高裁判所の裁判所職員が利用する現行の各事件管理システム（刑事事件、少年事件）に係る事件管理機能及び本システム開発に伴い法対応／令状機能に付加して実装することが想定されるその他の追加機能・業務合理化機能を令和11年3月までに開発する。

（2）目的

この情報提供依頼は、難易度の高いシステム開発（前述の「後続開発」）を確実に進めるために有益な情報を得ることを目的とする。

前述のとおり、本件は先行開発と後続開発とを合わせて一つのシステムを構築するプロジェクトであり、これらの開発が並行する期間がある。よって、後続開発を担う事業者には、裁判所の業務を正確に理解したうえで、先行開発業者と密な連携を行いつつ、調達仕様書の内容を確実に履行することが求められる。

3．対象

刑事手続のデジタル化のためのシステム開発（後続開発）を遅延することなく確実に進めるための開発規模、開発内容、開発方法等

4．依頼期間

令和7年10月3日（金）から同年10月31日（金）午後5時まで

5．情報提供を求める内容

（1）貴社に関する情報

「会社名」「組織名」「所在地」「担当者名」「連絡先」「全省庁統一資格」※
「その他特に当裁判所に伝えたい事項」

※本件情報提供を行うための要件に全省庁統一資格の保持を求めるものではない。

(2) 上記3に関する技術情報

6. 会議体

情報提供内容の認識齟齬を解消するため、最高裁判所と打ち合わせを行うことができる。打ち合わせを行うには「9. 本件に関わる連絡先」のメールアドレスにその旨を連絡すること（下記7記載の方法により参考資料の提供を受けている場合は、Microsoft Teams を利用した連絡も可）。

打ち合わせの形式は、対面又は Microsoft Teams を利用したウェブ会議の方法による。

7. 情報提供手順等

情報提供に際しての手順等については、以下のとおり

(1) 参考資料の内容及び確認方法

ア 参考資料

刑事手続デジタル化に係るシステムの設計・開発（第2段階）等業務の仕様書案等

イ 交付方法及び場所

参考資料の確認を希望する場合は、令和7年10月3日（金）から同年10月24日（金）までに、下記9記載の本件担当部署宛に連絡の上、電磁的記録の交付を受けること。電磁的記録の交付は、Microsoft Teams を利用して行う。交付を受ける際は、別紙1「機密保持誓約書」を提出すること。なお、提出書面に不備等がある場合は、参考資料を

交付しないことがある。

ウ データ消去の報告

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）までに、交付された電磁的記録を消去すること。

消去の際には、別紙 2「機密保持誓約書に係る遵守状況報告書」及び別紙 3「データ消去報告書」を提出すること。

（２）情報提供手順等

ア 提供期限

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）午後 5 時

イ 提供先

下記 9 記載の本件担当部署

ウ 提供方法

窓口紙媒体及び電磁的記録媒体を持参すること。

なお、参考資料の提供等により Microsoft Teams を利用した連絡が可能な場合は、Microsoft Teams を利用して提出することも差し支えない。

8. 情報提供のための質問

情報提供内容の認識齟齬を解消するため、最高裁判所に対して質問を行うことができる。質問手順等は、以下のとおり

（１）質問期限

令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）午後 5 時

（２）質問先

下記 9 記載の本件担当部署

（３）質問方法

別紙 4 の質問票を本件担当部署宛にメールで送信すること（参考資

料の提供を受けている場合は、Teamsを利用して連絡することも可。).

なお、メールを利用する場合は、件名に「刑事手続デジタル化に係るシステムの設計・開発(第2段階)等業務に係る情報提供のための質問」と記載すること。

9. 本件に関わる連絡先

担当部署 最高裁判所事務総局刑事局(担当:河崎、宮田)
住 所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2
電話番号 03-6378-1019(直通)
03-3264-8419(直通)
メー ル Kawasaki.Shinya024@courts.go.jp
Miyata.Yuusuke006@courts.go.jp

10. 留意事項

本依頼における留意事項は以下のとおり

- (1) 本件情報提供により、以降の調達参加時の評価等に影響はない。
- (2) 情報提供に係る一切の費用は、全て情報提供者の負担とする。
- (3) 本依頼により提出された情報等は、以下のとおり取り扱う。

ア 情報等の返却及び情報等に対する回答は、いずれも行わない。

イ 情報等は、本システムの検討のみに使用する。

なお、情報等に関し、ヒアリング又は補足資料の提出を求める場合があるので、最高裁判所の指示に従って速やかにこれに応じること。

ウ 情報等は、最高裁判所のみが閲覧することとし、第三者に対して情報提供者に無断で開示することはない。

- (4) 上記7記載の方法により参考資料の提供を受けた事業者からなされた質問及びその回答等は、機密保持誓約書を提出した他の事業者に対

しても通知する。

- (5) 本依頼において最高裁判所との間で共有する全ての情報につき、本依頼以外の目的による使用及び第三者への開示・遺漏を禁止する。

以 上